平成２１年（フ）第３２６３号
神奈川県綾瀬市落合北２丁目３番46号
債務者　菅野　正吾
1　決定年月日時　平成22年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月10日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３４１９号
横浜市緑区霧が丘６丁目１番地１　霧が丘グリーンタウン６棟302号
債務者　森本恵子こと　李　　恵子
1　決定年月日時　平成22年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月10日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３４６７号
横浜市保土ケ谷区保土ケ谷町２丁目163番地
債務者　米崎　　亘
1　決定年月日時　平成22年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月10日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第８６１号
岡山県玉野市田井５丁目17番25号
債務者　岩本　純一
1　決定年月日時　平成22年１月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月17日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第９７３号
岡山県備前市浦伊部820番地１
債務者　中川　尚久
1　決定年月日時　平成22年１月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月18日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第７２２号
静岡市清水区天王東９番６号　フローリスト天王101号、旧住所静岡市清水区高橋１丁目15番56号
債務者　袴田　隆久
1　決定年月日時　平成22年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月３日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第８２１号
静岡市駿河区登呂４丁目28番６号
債務者　石川　敏子
1　決定年月日時　平成22年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月３日午後２時10分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第９９２５号
大阪市阿倍野区松虫通１丁目３番11号　ロイヤルハイツ松虫303号
債務者　尾平　良一
1　決定年月日時　平成22年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月19日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１５０号
熊本県八代市日置町14番地１
債務者　坂田　友見
1　決定年月日時　平成22年１月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月19日午前11時
熊本地方裁判所八代支部

平成２１年（フ）第１５２号
熊本県八代市千丁町古閑出2440番地３－２－406
債務者　丸吉　栄子
1　決定年月日時　平成22年１月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月19日午前11時
熊本地方裁判所八代支部

平成２１年（フ）第１５３号
熊本県八代市豊原中町2622－１　力アパート203、住民票上の住所熊本県八代市豊原中町2684番地
債務者　常本　和代
1　決定年月日時　平成22年１月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月19日午前11時
熊本地方裁判所八代支部

平成２１年（フ）第１５６７号
東京都調布市下石原１丁目48番地９
債務者　佐藤　忠義
1　決定年月日時　平成22年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月11日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月11日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

破産手続終結

平成２１年（フ）第１６９６２号
神奈川県横浜市戸塚区上矢部町3166―101
破産者　葛西　清吾
1　決定年月日　平成22年１月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１７０３２号
東京都新宿区北新宿３丁目34―14―101
破産者　中橋　　勲
1　決定年月日　平成22年１月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１７１６４号
東京都東大和市清水３丁目881―23
破産者　中條　完治
1　決定年月日　平成22年１月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（フ）第３７５２号
札幌市中央区南３条西12丁目320番８
破産者　レジェエンタープライズ株式会社
1　決定年月日　平成22年１月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
札幌地方裁判所民事第４部

平成１９年（フ）第７８号
千葉県南房総市千倉町北朝夷162番地
破産者　有限会社大丸
1　決定年月日　平成22年１月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所館山支部